



住民基本台帳関係事務の 特定個人情報保護評価書（案）への ご意見を募集しています

- 住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）意見提出用説明資料
 - ①マイナンバー制度と特定個人情報保護評価について ……P1
 - ②別紙1 マイナンバー制度の概要 ……P3
 - ③別紙2 特定個人情報保護評価における点検・記載項目 ……P4
 - ④別紙3 特定個人情報保護評価実施フロー ……P7

- 住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）
 - ①基礎項目評価書
 - ②全項目評価書

意見提出手続
の対象

- 住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見等の募集について
- 意見提出手続「意見書」 ※最後のページにあります

意見提出手続（パブリックコメント）期間

開始

締切

4月15日（水）～5月15日（金）

マイナンバー制度と特定個人情報保護評価について



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、平成27年10月から施行されるマイナンバー制度とは、国民一人ひとりが持つ個別の番号により、社会保障・税・災害対策の分野で、いろいろな行政機関が持つ情報を関連付けることで、行政の効率化を図り、市民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現しようとするものです（制度の概要は別紙1のとおりです。）。

マイナンバー制度のメリット

(1) 手続が正確で早くなる

所得や他の行政サービスの受給状況など、複数の機関に存在する情報が同じ人のものであることを確認しやすくなるため、行政機関での確認作業や入力作業などが削減され、手続がスムーズになります。

(2) 面倒な手続が簡単に

各種申請に必要な住民票や所得証明書などの添付書類が不要となり、市民の皆さんの負担が軽減し利便性が向上します。

(3) 公平・公正な社会の実現

マイナンバー制度を導入すると、所得や行政サービスの受給状況などがより正確に把握できるようになり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。

今後のスケジュール

●平成27年10月 マイナンバーの通知

- ・住民票を有する市民の皆さん一人ひとりに「通知カード」により個人番号（マイナンバー）が通知されます。
- ・「通知カード」は皆さんの住民票の住所宛てに送付されます。

●平成28年1月 個人番号カードの交付、マイナンバーの利用開始

- ・ご希望の方は、申請することにより「個人番号カード」の交付を受けることができます。
- ・「個人番号カード」は、顔写真付きのICカードで身分証明書としても利用できます。
- ・社会保障・税・災害対策の3つの分野の法律で認められた手続に限りマイナンバーの利用が始まります。

- 平成29年1月 情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始（国の機関）
マイポータルの利用開始
 - ・国の機関において、情報提供ネットワークシステムによる情報連携が始まります。
 - ・マイポータル（情報提供等記録開示システム）の利用が始まり、自分のマイナンバーがどのように利用されているか確認できるようになります。
- 平成29年7月 情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始（地方公共団体）
 - ・地方公共団体において、情報提供ネットワークシステムによる情報連携が開始され、マイナンバーの利用が本格的に始まります。

特定個人情報※1の保護について

- ・マイナンバーは社会保障・税・災害対策の分野において、法律等で定められた利用範囲でのみ使われます。
- ・法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手するなどの行為は、処罰の対象になります。

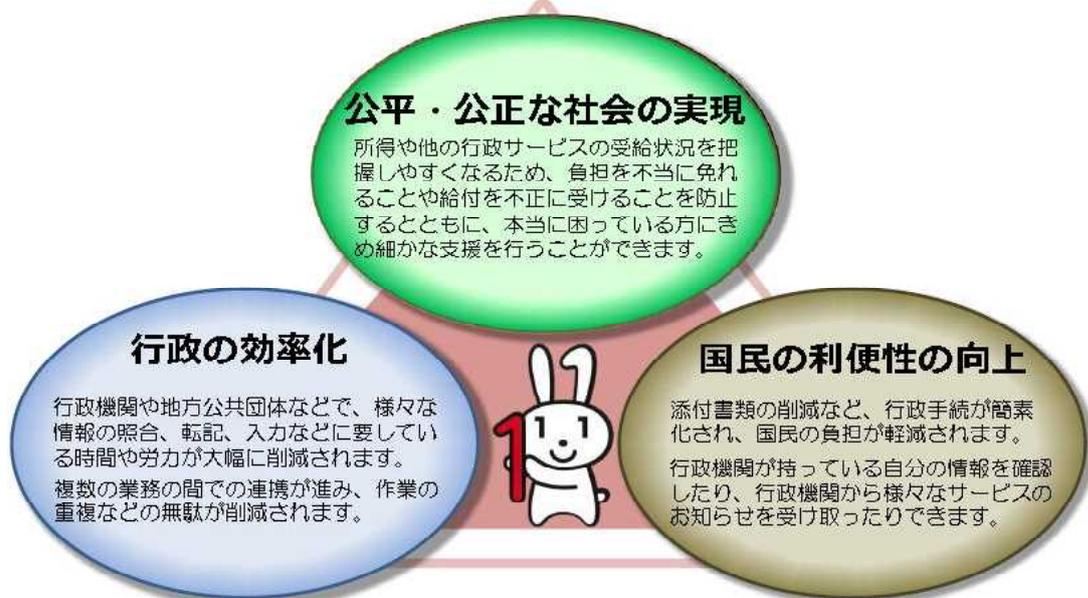
特定個人情報保護評価について

- ・マイナンバー制度により、国や自治体の業務システムが情報提供ネットワークで結ばれ、市民の皆さんの利便性が向上しますが、一方で、個人情報の漏えいを防止するため、セキュリティ対策を厳重にしなければなりません。
- ・特定個人情報保護評価とは、特定個人情報を取り扱うに当たり、プライバシーへの影響を自治体自らが点検、評価するものです。
- ・旭川市の各業務システムも特定個人情報保護評価を行いますが、住民基本台帳関係事務では、取扱う個人情報の件数が30万件を超えることから、特に厳重な全項目評価を実施します。
- ・特定個人情報保護評価における点検・記載項目と実施フローについては、別紙2「特定個人情報保護評価における点検・記載項目」及び別紙3「特定個人情報保護評価実施フロー」のとおりです。
- ・評価書は、住民の皆さんの意見を反映させ、情報セキュリティの専門知識を持った機関による第三者点検※2を経た上で、国の特定個人情報保護委員会に提出します。
- ・特定個人情報保護委員会に提出された「評価書」は旭川市のホームページでも公表されます。

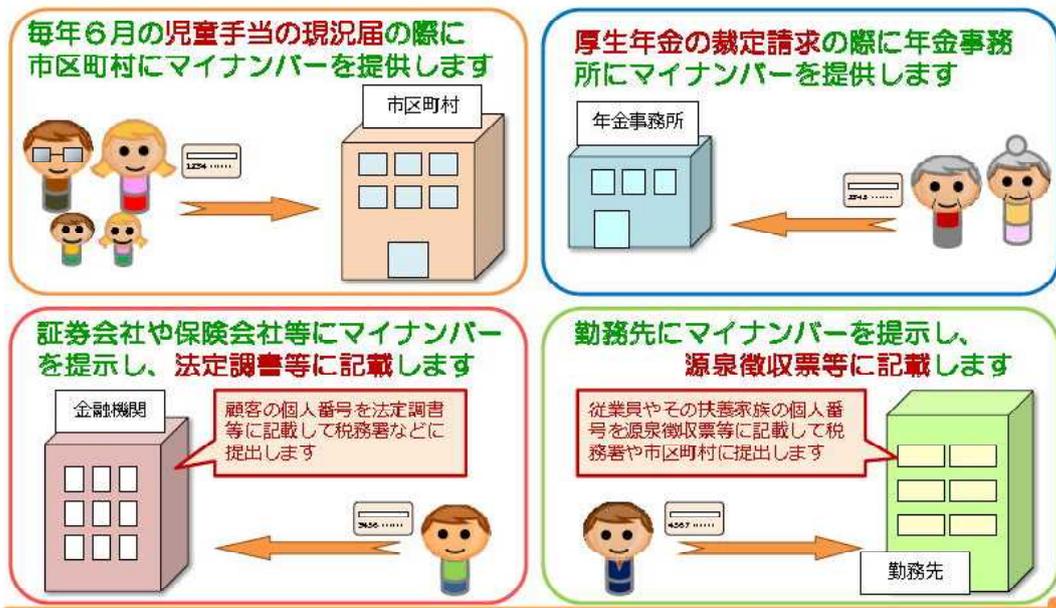
※1 特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

※2 旭川市は北海道の第三セクターである（株）HARPにより実施します。

**マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**



マイナンバーは次のような場面で使います。



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

特定個人情報保護評価における点検・記載項目



1 特定個人情報ファイルを利用するシステム

住民基本台帳関係事務で特定個人情報を使用するシステムは次のとおりです。

(1) 既存住民基本台帳システム（以下、「既存住基システム」という。）

住民基本台帳情報の更新や住民票の写し等の発行を行うシステムのことをいいます。

(2) 住民基本台帳ネットワーク連携システム（CSコネクタ）

既存住基システムの住民基本台帳情報と住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報（住所、氏名、生年月日、性別）について、異動情報等の連携を行います。また、中間サーバ連携システムを介し中間サーバーと連携し情報照会・情報連携の際に必要な「符号」の取得に係る連携を行います。

(3) 中間サーバー連携システム（中間サーバコネクタ）

中間サーバーと連携する際に必要な旭川市における団体内統合宛名番号を付番し、既存の業務システムの宛名番号と個人番号をひも付けて管理を行います。また、既存住基システムと中間サーバーとの情報連携を行います。

(4) 住民基本台帳ネットワークシステム

全国の市町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認が出来るシステムのことをいい、個人番号カードや住民基本台帳カードを利用した特例転入等の処理の際、本人確認情報の照会等を行います。

(5) 証明書自動交付システム

既存住基システムと証明書情報を連携し、証明書自動交付機の利用登録をしている住民からの住民票の写し（証明書）の交付要求に応じ、証明書の自動交付を行います。

(6) 中間サーバー

情報連携の対象となる個人番号の住民票情報（世帯に関する情報）を保有・管理し、中間サーバ連携システムと国で構築する情報連携システムとの情報の授受を仲介する役割を果たすシステムのことをいいます。

2 特定個人情報ファイルの概要

住民基本台帳に関する事務では、次の特定個人情報ファイルを使用します。

(1) 住民基本台帳ファイル

住民基本台帳法に基づき住民に関する情報を記録するファイルです。住民に関する事務の処理の基礎となるものであり、住民票の写しをはじめとする証明書の

発行等を行います。

(2) 本人確認情報ファイル

住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、全国共通の本人確認を行うため、住民基本台帳ファイルから抽出した本人確認情報を記録するファイルです。

(3) 送付先情報ファイル

番号法に基づく通知カードの作成や送付などの事務を市から地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）に委任し、この事務のために必要な情報を記録した送付先情報ファイルを作成し、機構へ提供します。

3 リスク対策の概要

上記の特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスクに対しては、住民基本台帳に関する事務や住民基本台帳ネットワークにおいて個人情報を取り扱う際に既に実施しているリスク対策を含む、次のリスク対策を実施します。

(1) 特定個人情報の入手

- ・届出窓口において本人確認書類等の確認を行い、正確な情報を入手します。
- ・届出入力の際は事前審査・入力・事後審査を複数人で行い入力内容を確認しています。

(2) 特定個人情報の使用

- ・端末機の操作者には担当業務に応じて、必要な範囲のアクセス権限を付与します。
- ・生体認証やパスワードなどにより操作者認証を行い、操作履歴を記録します。
- ・アクセスログについて定期的にチェックすることにより業務外の不正閲覧を抑制しています。
- ・管理者権限を与えられた者以外は、情報の複製を行えない仕組みとなっています。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ・委託を行う際は、委託契約書中に特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を明記するとともに、委託事業者には作業名簿の提出を求めます。

(4) 特定個人情報の提供・移転

- ・特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に情報処理依頼書及び申請書を提出してもらうこととしており、依頼書等の内容を検査した上で必要な情報のみを提供することとしています。
- ・住民基本台帳ネットワークについては相互認証を実施している専用回線を使用するなど高いセキュリティレベルを確保します。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続

- ・高度なセキュリティレベルを維持した行政専用回線を利用し、さらに通信を適切に暗号化するなどして安全性を確保します。
- ・中間サーバーでは、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実

施した職員，時刻，操作内容が記録され，不適切な操作・連携を抑制します。

(6) 特定個人情報の保管・消去

- ・入退室管理を行っている専用のスペース内にサーバを保管します。
- ・許可された者のみが，定められた方法によりサーバ室へ入室し，記録を残します。
- ・転出等により削除された住民票情報は5年保管することとなっています。本人確認情報については150年保管することとなっており，保管期限を経過した本人確認情報はシステムで自動判別し，消去します。
- ・申請書・届出書等の帳票類は，市の規則に基づき，保存年限経過後に溶解又は粉碎等の適切な方法で廃棄します。

(7) 監査

- ・部署内での自己点検を実施します。

(8) 従業者に対する教育・啓発

- ・特定個人情報を取り扱う職員や住民基本台帳事務に新たに従事する職員などに対し，適宜セキュリティ研修を実施します。
- ・委託事業者には個人番号の取扱いに係る注意事項を含む社員教育の徹底を要請します。

(9) 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

- ・指定様式による書面の提出により，市民生活部市民活動課市民参加推進係（市政情報コーナー）で受け付けます。

(10) 住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

- ・市民生活部市民課で受け付けます。

別紙3 特定個人情報保護評価実施フロー

1 住民基本台帳事務の基礎項目評価実施フロー

- | |
|----------------------------|
| (1) 対象人数による評価の種類判断(しきい値判断) |
|----------------------------|
- ↓ ・住民基本台帳関係事務については基礎項目評価書及び全項目評価書の作成が必要
- | |
|----------------|
| (2) 基礎項目評価書の作成 |
|----------------|
- | |
|---------------------------------|
| (3) 特定個人情報保護委員会(内閣府外局の第三者機関)に提出 |
|---------------------------------|
- | |
|--------|
| (4) 公表 |
|--------|
- ↓ (5) 特定個人情報保護委員会による確認(必要に応じて)
- ↓ ・重大事故を知った後は(1)からやり直す。
- ↓ ・実施すべき評価の種類が変わらない程度の変更が生じた場合は基礎項目評価書を修正し(3)特定個人情報保護委員会に再提出する。
- | |
|---------------------|
| (6) 見直し(少なくとも1年に1回) |
|---------------------|
- ・実施すべき評価の種類が変わらない程度の変更が生じた場合は基礎項目評価書を修正し(3)特定個人情報保護委員会に再提出する。
 - ・実施すべき評価の種類に変更があった場合は(1)からやり直す。
 - ・記載事項に変更がなくても一定期間が経過する前に(1)からやり直す。



2 住民基本台帳事務の全項目評価実施フロー

- | |
|----------------------------|
| (1) 対象人数による評価の種類判断(しきい値判断) |
|----------------------------|
- ↓ ・住民基本台帳関係事務については基礎項目評価書及び全項目評価書の作成が必要
- | |
|----------------|
| (2) 基礎項目評価書の作成 |
|----------------|
- | |
|---------------|
| (3) 全項目評価書の作成 |
|---------------|
- | |
|-------------------|
| (4) 市民の皆さんからの意見聴取 |
|-------------------|
- | |
|-----------|
| (5) 第三者点検 |
|-----------|
- | |
|--------------------|
| (6) 特定個人情報保護委員会に提出 |
|--------------------|
- | |
|--------|
| (7) 公表 |
|--------|
- ↓ (8) 特定個人情報保護委員会による確認(必要に応じて)
- ↓ ・重要な変更を加える前に(1)からやり直す。
- ↓ ・重要な変更該当しない変更が生じた場合は全項目評価書を修正し(6)特定個人情報保護委員会に再提出する。
- | |
|---------------------|
| (9) 見直し(少なくとも1年に1回) |
|---------------------|
- ・重要な変更該当しない変更が生じた場合は全項目評価書を修正し(6)特定個人情報保護委員会に再提出する。
 - ・記載事項に変更がなくても一定期間が経過する前に(1)からやり直す。

意見提出手続（パブリックコメント）

住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）に ご意見・ご提言をお寄せください



次ページからの「住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書(案)」について、意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、別紙「意見提出手続【意見書】」（最後のページにあります）により、ご意見・ご提言をお寄せくださいますようお願いいたします。

ご意見・ご提言をいただきたい内容

「住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）」
について

意見提出の5つの方法

①	電子メールで	simin@city.asahikawa.hokkaido.jp
②	郵送・持参で	〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市市民生活部市民課（旭川市役所 総合庁舎1階）
③	投函で	各支所・公民館にある意見書提出箱へ
④	ファクシミリで	市民課 FAX 0166-24-6967
⑤	電子申請で	 ホームページから 入力フォームに従ってご意見やお名前等を記入し、送信してください。 ※ QR コードは株式会社デンソーウェブの登録 (携帯電話用QRコード) 商標です。

「意見提出手続【意見書】」によらないときは、ご意見のほか、次の事項を明記してください。

- 1 住所、氏名(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 意見提出者の区分及び該当する事項（【意見書】を参照してください。）
- 3 意見提出手続の対象施策の案の名称（「住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）」と記入してください。）

意見提出手続「意見書」は市民課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/simin/>